橿原市監査公表第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定期監査を橿原市監査基準（令和２年橿原市監査公表第４号）に準拠し実施したので、その結果を同条第９項の規定により公表します。

令和４年３月３１日

橿原市監査委員　久 保 田 幸 治
橿原市監査委員　山　口　宣　恭
橿原市監査委員　谷　井　　　宰

令和３年度監査の結果報告について

第１　監査の対象

１　対象部局

総務部　市民税課、資産税課
企画部　広報広聴課、人事課、デジタル戦略課
　プロジェクト推進局　資産経営課、市街地整備課
危機管理部　契約検査課
魅力創造部　地域振興課
　文化・スポーツ局　文化振興課、スポーツ推進課
市民活動部　市民協働課、人権政策課
福祉部　生活福祉課、障がい福祉課、地域包括支援課
健康部　健康増進課、子育て支援課、大久保保育所、川西保育所
環境づくり部　環境企画課、環境業務課
まちづくり部　建設管理課、都市計画課、緑地景観課
会計課
教育総務部　学校教育課、人権教育課
学校園　小学校　鴨公小学校、晩成小学校、耳成小学校、今井小学校、真菅小学校、金橋小学校、新沢小学校、白橿北小学校、耳成西小学校
　中学校　畝傍中学校、畝傍中学校（夜間学級）、白橿中学校
　幼稚園　畝傍北幼稚園、晩成幼稚園、真菅幼稚園、香久山幼稚園、新沢幼稚園、耳成南幼稚園、真菅北幼稚園、畝傍東幼稚園

生涯学習部　　社会教育課、文化財課、今井町並保存整備事務所
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局
議会事務局　　議事課
上下水道部　　経営総務課、上水道課、下水道課

２　対象事務

令和３年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて過年度分も対象とした。）

第２　監査の期間

令和３年７月１６日から令和４年３月２８日まで

第３　監査委員の就退任

監査委員　竹田のぶやは令和４年３月１日退任し、その後任として谷井宰が同日就任し、監査を執行した。

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第５　監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係書類や台帳等の点検又は確認を行うことにより、加えて事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかという行政監査の視点も持ち、決算審査及び例月出納検査とも有機的に連携して監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

なお、教育総務部及び生涯学習部については、事前に必要な資料の提出を求めた後の急速な新型コロナウイルス感染症拡大傾向に鑑み、対面による関係職員への事情聴取は行わず、書面確認により監査を実施した。

第６　監査の日程

総務部・会計課・議会事務局

令和３年７月１６日から同年８月２５日まで

市民活動部・環境づくり部・農業委員会事務局

令和３年8月１６日から同年9月２７日まで

企画部・魅力創造部

令和３年9月１６日から同年１０月２６日まで

健康部・学校園

令和３年１０月１５日から同年１１月２５日まで

危機管理部・福祉部・選挙管理委員会事務局

令和３年１１月１６日から同年１２月２７日まで

教育総務部・生涯学習部

令和３年１２月１６日から令和４年２月１８日まで

まちづくり部・上下水道部

令和４年1月１４日から同年２月２５日まで

第７　監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各部局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項について改善の必要があると認められた。

これら指摘事項について、措置を講じた場合は、地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

１　調定処理について

令和２年度老人福祉施設入所者負担金のうち、履行延期を認めたため年度末において納期未到来となった２件について、令和２年度の未収金とした上で令和３年度に滞納繰越として調定すべきところ、令和２年度末で当該調定額を減額し令和３年度現年分として調定していた。（福祉部地域包括支援課）

２　扶助費の支出について

橿原市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（平成２５年橿原市告示第１６４号）の規定による扶助費の支出について、令和２年４月に改正された事業に要する経費等の単価表を用いず改正前の単価表で算定された額を支出したため、本来負担すべき扶助費に満たない支出額となっていた。（福祉部地域包括支援課）

３　契約について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定による次に掲げる随意契約において、当該仕様書に本来記述してはならない契約

金額相当額の記述があった。

・消費者問題啓発活動事業委託業務（市民活動部市民協働課）

・市金庫業務委託（会計課）

・日本語講座等事業委託業務（生涯学習部社会教育課）

４　補助金について

（１）補助対象経費の非該当について

次に掲げる交付要綱に規定する補助金について、当該要綱に規定する補助対象経費に該当しない経費が計上され、補助金の額の確定が行われていた。なお、当該経費にはコロナ禍において必要となり支出したものもあったため、社会状況の変化に応じ補助対象経費の見直しをされたい。

ア　橿原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成２５年橿原市告示第９５号）

・橿原市聴覚障害者協会補助金（福祉部障がい福祉課）

補助対象外経費　令和２年度分　手数料

・ＰＴＡ連合会育成補助金（生涯学習部社会教育課）

補助対象外経費　令和２年度分　手数料

イ　橿原市青少年等人権活動支援補助金交付要綱（平成１９年橿原市告示第１７１号）

・橿原市青少年等人権活動支援補助金（教育総務部人権教育課）

補助対象外経費　令和２年度分　食糧費

（２）補助金額の算定誤りについて

子育て支援事業補助金について、橿原市子育て支援事業補助金交付要綱（平成２３年橿原市告示第１５６号）別表の補助金算定基準においては、補助金額は、必要と認めた経費から参加者負担金等の収入額を控除して算定するとしているが、令和２年度分補助金の一部について、当該収入額を控除せず、補助金の額の確定が行われていた。（健康部子育て支援課）

前記１から４までの指摘事項のほか、調定決議書又は支出負担行為決議書の起票漏れや起票遅れ、決裁区分誤りや決裁印漏れ、備品台帳の処理漏れ等、事務処理の誤謬やチェック機能が十分でなかったこと等に起因するものが散見されたので注意を促し、今後の事務の執行において留意するよう指導した。なお、随意契約において、保存文書から事後的に手続きの適正を検証することが困難な事案があったので、手順に従った文書を保存するよう指導した。

また、現金の取扱いについて、現金引継簿等の一部に記載不備や確認漏れ等が見受

けられたので、各課で作成している公金取扱マニュアルに沿った取扱いを徹底するよう指導した。

令和２年度補助金については、コロナ禍の社会状況の下、各種補助事業の中止や変更を余儀なくされた。交付決定時の補助事業内容又は補助対象経費に軽微ではない変更が生ずる場合、変更承認申請が必要となる旨、補助事業者に指導すべきところ、変更承認手続がなされずに補助金額が確定されていたものが散見されたので、適切な事務処理手続きを経るよう指導した。

第８　意見

１　債権管理について

債権を管理する各担当課においては、公平性の確保という観点から、適正な債権管理に取り組んでおられるところであるが、引き続き新たに未収金を発生させない予防措置をとるとともに、未収金の早期解消に努め、収入未済額を縮減されたい。

２　予算の執行について

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小を図った事業については、この機にその必要性や重要性を改めて検討し、事業の再開等にあたっては、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえ、内容を十分に精査されたい。

予算の執行においては、計画的な事業の進行管理を行い、繰り越すことなく年度内に完了されたい。なお、やむを得ない理由により翌年度へ繰り越す事業については、１日も早く完了し、市民の利用に供するよう努められたい。

３　自転車駐車場の経営について

自転車駐車場の経営状況については、令和２年度監査の結果において、年々赤字幅が増大していることを指摘した。令和３年度においては、令和３年６月の自転車駐車場管理等業務委託の更新時期に合わせ、利用状況に応じて一部の自転車駐車場の無料無人化や休止、運営の変更等を行うことで経費の削減に取り組まれ、令和３年度の収支における赤字額は１２月末現在で４５，８０４，８９６円（前年度同時期は６９，３４８，３８９円）となっており、減少に転じている。

令和４年度以降の検討も進められており、経営改善に向けた努力を評価する。今後も利用者の増加が見込めない中、更なる運営の合理化に努めるとともに、引き続き、本市の自転車駐車場のあり方について将来的な方向性を検討されたい。（まちづくり部都市計画課）